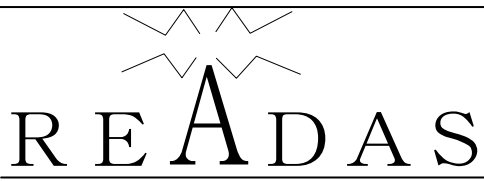


第 4692 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 3月21日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ みなし譲渡とは

Q：会社に安い価額で資産を譲渡したら、みなし譲渡課税がされると聞きました。みなし譲渡って何ですか？

A：一定の譲渡については、時価により譲渡があったものとみなされる税制です。

【解説】

みなし譲渡とは、一定の譲渡につき時価で譲渡があったとみなされる譲渡所得の特例をいいます。

所得税は、原則として、収入すべき金額を収入金額として計算し、収入のないところに所得は発生しないとする考えを採っています。

ですから、たとえば、資産を無償又は低額で譲渡したような場合には、時価と対価との差額は収入金額として認識されないこととなり、課税上弊害が生じることから、一定の譲渡については、時価により譲渡したこととする特例を設けています。これがみなし譲渡です。みなし譲渡は、次の場合に適用されます。

- ①法人に対する資産の移転
 - ・贈与
 - ・遺贈
- ②個人に対する資産の移転
 - ・限定承認相続
 - ・包括遺贈のうち限定承認に係るもの
- ③法人に対する低額（時価の50%未満）譲渡対象となる資産は、次の資産です。
 - ①譲渡所得の対象になる資産
 - ②山林又は雑所得の基因となる山林

